

平成26年3月31日

三次市長 増田 和俊 様

三次市まち・ゆめ基本条例検証委員会

委員長 田村 眞司



三次市まち・ゆめ基本条例の検証に関する意見提言

三次市まち・ゆめ基本条例検証委員会設置要綱(平成21年10月26日, 告示第158号)に基づき設置された本検証委員会は, 平成26年1月28日以降, 2回にわたり慎重なる審議を行った結果, 現時点において条例の見直しは必要ないとの結論を得たので報告します。

なお, 条例の理念である市民のしあわせを目指すまちづくりを更に推進していくために, 次のとおり提言します。

- 1 市は, 普及・啓発を推進する仕組みや資料を検討し, 引き続き, 市民への基本条例の啓発活動に努めるとともに, 特に三次市のまちづくりの将来を担う子どもたちへの基本条例の理念の周知に努められたい。
- 2 市職員は, まちづくりの推進役として十分に能力が発揮できるよう研鑽を積み, 市民の期待に応えられたい。
- 3 三次市総合計画の策定の際は, 着手する前に三次市の最高の約束である三次市まち・ゆめ基本条例第30条の規定に基づく検証を行われたい。